

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	消費生活安全課
契約締結年月日	平成25年6月21日
契約者名	一般社団法人 山梨県老人クラブ連合会
契約名	高齢者の消費者被害防止に向けた啓発活動業務
契約金額 (税込み)	1,588,167円
随意契約理由	<p>本事業は、高齢者を消費者被害から守るために実施するものであり、高齢者の状況把握や、高齢者が理解しやすい方法での情報提供や注意喚起の実施が求められる。また、多くの高齢者に対し、情報発信ができるツールがあることが求められる。</p> <p>一般社団法人 山梨県老人クラブ連合会は、高齢者が自主的に活動している唯一の組織である老人クラブで構成されており、高齢者の状況に詳しく、高齢者に分かりやすい方法で研修等を行うノウハウを有している。また、同連合会は、県内高齢者が約7万人加入しており、会報誌等を通じてより多くの高齢者に理解しやすい紙面での情報提供が可能であり、この様な団体は県内に他に存在しない。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号